

有償在宅福祉サービスささえあい・ホットサービス都留における

「日常生活支援総合事業訪問型サービス B」事業実施細則

(目的)

第1条 都留市住民参加型有償在宅福祉サービス事業「ささえあい・ホットサービス都留」実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条に定める内容のうち、要支援者及び事業対象者の介護予防と日常生活の支援を図るため、必要な事項をこの細則に定める。

(事業内容)

第2条 実施要綱第2条第1項第1号から第4号および第9号に定める訪問型サービスを対象とし、次の各号のサービスを行う。

(1) 食事の支援

依頼会員宅の調理場で食事を調理する。

(2) 衣類の洗濯・補修

依頼会員宅の洗濯機や物干しスペースを使用し、洗濯及び補修作業を行う。

(3) 日常的な住居の清掃、整理整頓

生活空間を清潔かつ安全に保つための簡易的な清掃及び整頓を行う。

(4) 生活必需品の買い物

依頼会員宅に出向き、チラシなどを用いて品目を確認し、依頼会員より金銭を預かり購入する。購入後は、レシートの確認および金銭の精算を確実に行う。

(5) ゴミ出し

依頼会員宅にてゴミ袋を受け取り、地域の指定集積所まで運ぶ。

(利用会員)

第3条 実施要綱第6条に規定する利用会員のうち、本実施細則の適用を受けられる者は、次のとおりとする。

(1) 介護保険法における要支援1・2相当の者

(2) その他、会長が必要と認めた者

2 利用会員による本サービスの利用は原則として月4回までとする。

(支援活動費)

第4条 利用会員及び都留市社会福祉協議会は、協力会員に対し、次の基準により支払うものとし、支援時間の計算は、協力会員が利用会員の自宅に到着してから活動を終了するまでとする。

時間帯	支援時間	利用会員	都留市社会福祉協議会	支援活動費
午前 8 時 30 分 ～午後 5 時	30 分以内	150 円	500 円	650 円
	60 分以内	300 円	1,000 円	1,300 円
	90 分以内	450 円	1,500 円	1,950 円
	120 分以内	600 円	2,000 円	2,600 円
午後 5 時 ～午前 8 時 30 分	30 分以内	200 円	500 円	700 円
	60 分以内	400 円	1,000 円	1,400 円
	90 分以内	600 円	1,500 円	2,100 円
	120 分以内	800 円	2,000 円	2,800 円

- 2 利用会員は、時間帯が午前 8 時 30 分から午後 5 時までのサービスの場合、30 分を超えるごとに 150 円を加算した額を協力会員へ支払うものとする。
- 3 利用会員は、時間帯が午後 5 時から午前 8 時 30 分までのサービスの場合、30 分を超えるごとに 200 円を加算した額を協力会員へ支払うものとする。
- 4 都留市社会福祉協議会は、30 分を超えるごとに 500 円を加算した額を協力会員へ支払うものとする。

(支払方法)

第5条 利用会員は、活動終了後に前条に基づく活動費を協力会員へ直接支払うものとする。

- 2 都留市社会福祉協議会は、協力会員からの支援活動報告書兼請求書(様式第8号の2)に基づき、翌月末日までに協力会員へ支払うものとする。